

## 廃棄物処理制度小委員会の設置について

令和 6 年 12 月 13 日  
循環型社会部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり決定する。

1. 中央環境審議会循環型社会部会（以下「部会」という。）に、廃棄物処理制度小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。
2. 小委員会は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」等の法制度について審議する。
3. 小委員会の決議は、中央環境審議会循環型社会部会長の同意を得て、部会の決議とすることができる。